

2020年5月18日

ゴルフ倶楽部、競技運営者、ゴルファーの皆様へ

(公財)日本ゴルフ協会  
規則委員会  
委員長 貝原 剛

### 新型コロナウイルス感染症予防対策としてのゴルフ規則修正の指針

政府、または地方自治体による緊急事態宣言等に基づく行動制限が段階的に、また地域的に解除されていく中で、ゴルフ競技の再開を考えている倶楽部、委員会等のご担当者のためのゴルフ規則修正の指針を作成いたしましたのでご参考下さい。

新型コロナウイルス感染症予防対策については各地域、施設の規模、倶楽部の方針等、様々であることから、当協会で一律の基準等を示すことは難しく、またそのような基準に基づく競技運営が奨励されているとの誤解を生じる可能性があることを認識しておりますが、一方で、競技運営を再開するのに際し、規則の修正、ローカルルールに関する競技運営者の疑問を少しでも解決するために、あえて指針を示すことといたしました。競技規定の策定についてはその競技の委員会が責任を持つ必要がありますが、この指針が委員会、競技運営者の一助となれば幸いです。

#### 1. 競技なのか、レクリエーションのゴルフなのか

現在の状況で最も優先されるべき事項は、プレーヤー、ゴルフ場関係者、競技運営者が新型コロナウイルスに感染しないことです。したがって、このような状況下でゴルフをプレーする場合、すべてをゴルフ規則通りにプレーするという原則はある部分においては後退せざるを得ません。

そこで、規則に基づいた競技としてプレーするのか、レクリエーションとしてプレーするのかを区別する必要があります。

- (1) レクリエーションとしてプレーする場合、感染を防ぐために必要なことはすべて行われるべきでしょう。そのためにゴルフ規則を独自に修正したいと考える委員会もあると思われます。レクリエーションとしてのプレーではゴルフ規則を遵守する必要がないという事では決してありませんが、現在の特殊な状況下ではゴルフ規則の遵守よりも優先すべきことがあると思われます。したがって、レクリエーションのゴルフに対して当協会がゴルフ規則の修正に関する指針を示すことはいたしません。

- (2) 一方で、ゴルフ規則に基づいて競技をプレーし、規則に基づいた結果を必要とする場合、この特殊な状況下でも規則を修正することには制限があります。原則から逸脱した規則、整合性を失った規則、フェアであることに矛盾する規則に基づいて競技をした場合、その結果はゴルフゲームの結果であるとは言えないでしょう。したがって、感染症予防対策が最も優先されるこの状況下でゴルフ競技を運営する場合であっても、規則そのものを修正することにはかなりの制限があることをご理解いただければと思います。

前述の理由により、以下は、「**ゴルフ競技**」を運営するための規則の修正に関する指針を示すことを目的としております。

倶楽部競技において、委員会がどの競技で、どのローカルルール、行動規範を採用するかはそれぞれの競技の性質に合わせて考えるべきでしょう。例えば、懇親プレーの性質の強い月例競技などでは、規則の修正を多く加える一方で、倶楽部選手権ではできる限り規則の修正を行わないという考え方も妥当でしょう。

また、政府や自治体からの要請、制限が緩和されていく中で必要でなくなったと判断できるローカルルールは適時削除していくべきです。

## 2. 競技運営のための具体的な指針

### (1) プレーの形式

できるだけプレーヤー間の接触を避ける、ホールや旗竿に触れさせない、プレー時間を短縮するという目的のために、ストロークプレーより**マッチプレー**を採用したり、ストロークプレーであっても「**最大スコア**」や「**ステーブルフォード**」(いずれも規則 21 参照)を採用することも一つの対策となるでしょう。

また、委員会はラウンドを 18 ホールより少ないホール数に設定して競技を行うこともできます(定義「ラウンド」)。

### (2) スタート

- 人が集まることを避けるためにスタート間隔をできるだけ空ける。
- 1組の人数を制限することもできます。ただし、1組1人はマーカーが存在しないので規則上認められません。
- スタート地点(ティーイングエリア)にはスタートする組だけが集まるようにプレーヤーに要請します(スタートへは5分前に集合して下さいというように)。

### (3) キャディー/移動機器

規則ではローカルルールでキャディーの使用を禁止しない限り、キャディーを使用する権利がプレーヤーにあります。また、カートについても同様です。したがって、委員会がキャディーを禁止したい場合、あるいはカートの使用を禁止したい場

合はローカルルールの制定が必要です。

「プレイヤーはラウンド中、キャディーを使用してはならない(H-1.1参照)。」

「プレイヤーはラウンド中、移動機器に乗車して移動してはならない(G-6参照)。」

#### (4) バンカーレーキ等

複数のプレイヤーが触れる物をできるだけ撤去したい場合、コース内の動かせる障害物はできるだけ撤去すべきでしょう。コース上のほとんどの動かせる障害物は撤去されてもプレイヤーは困りませんが、バンカーレーキだけは問題が生じます。バンカーレーキを撤去した場合、プレイヤーは手やクラブでバンカー内の砂をならすことができます。

「プレイヤーは規則 12.2 に基づいてバンカーをならす場合、バンカーレーキの代わりとして手やクラブを使用してならすことができる(バンカーに関するすべての他の規則は修正されず適用される)。」

しかし、手やクラブでバンカー内がきれいに均されておらず、そのような場所に球が止まった場合、ストロークする前にその悪いライを修復することを規則で認めることはできません。レーキを撤去したことによって、バンカーが常時荒れた状態となり、その競技に影響を及ぼすと考えた委員会は「プリファードライ」の規則を適用することができます。

「プレイヤーの球がバンカー内にある場合、プレイヤーは元の球か別の球を次の救済エリアにプレースし、その救済エリアからプレーすることで 1 度だけ罰なしの救済を受けることができる：

- ・ 基点：元の球の箇所。
- ・ 基点から計測する救済エリアのサイズ：基点から 1 クラブレンジス以内
- ・ 救済エリアの場所に関する制限
  - 基点よりホールに近づいてはならない。そして
  - バンカー内でなければならない。

このローカルルールに基づいて処置をするとき、プレイヤーは球をプレーする箇所を選ばなければならない、規則 14.2b(2)と規則 14.2c に基づいて球をプレースする手続きを行わなければならない。

このローカルルールに違反して誤所からプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰」

レーキ以外のコース上の動かせる人工物でプレイヤーが頻繁に触れる可能性があるものの、撤去することが難しいものについて、委員会は「動かせない障害物」として扱うローカルルールを採用することもできます。例えば：

「コース上のすべての杭は動かせない障害物とする。」

「コース上のすべての人工物は動かせない障害物とする。」

## (5) 旗竿

旗竿は撤去することができます。撤去せずに競技を行う場合で、委員会が旗竿に触れることを禁止したい場合は、ローカルルールを制定することができ、また違反をした場合に罰を設定することもできます。通常、禁止行為をした場合に課す罰は一般の罰(マッチプレーではそのホールの負け、ストロークプレーでは2罰打)となりますが、この特殊な状況下での例外的な禁止規定にその罰が適切かどうか、また別の罰を設定するかについては委員会の決定事項となります。この旗竿に関する禁止事項は**行動規範**で扱う方が良いかも知れません(この指針(7)参照)。

## (6) ホールアウトする

R&Aのガイドンス(JGAホームページに掲載)では、ホールから一定の距離にある球をホールアウトしたことにする、あるいはライナーをホールから上に出してそのライナーに当たった球をホールアウトすることを案として示しています。この方法が「ゴルフ競技」にとって適切かどうかは委員会の決定事項となります。どのような状況下でもホールに球を入れてこそゴルフゲームであるという方針は決して批判されるものではないでしょう。

「球がホールから 30cm 以内に止まった球はホールに入ったものとみなす。」

「球がホールライナーに当たった場合、その球はホールに入ったものとみなす。」

## (7) スコアリング

接触を避けるため、スコアカードを交換しないことができます。つまり、プレーヤーが自分自身のスコアカードに自分でスコアを記入します。マーカの証明は規則上必須ですので、マーカがスコアカードに接触しない方法を考えなければなりません。

「マーカはスコアの証明を口頭で行うことができ、マーカの口頭での証明を受けて、プレーヤー自身がマーカの証明があった旨をスコアカードに記載することで、規則 3.3b に基づくマーカの証明があったものとみなす。」

スコアカードの提出の際、密接した状態が生じないように委員会は注意する必要があります。例えば、

- スコアカード提出所を屋外にする(換気の良い所)。
- スコアラーを用意せずに、ボックス方式とし、後で回収する。そのことで結果の公表が通常より遅れることについてはプレーヤーのご理解を得る。
- 電子的方法(メール、SNS等)でのスコア報告を認める。
- スコアカードを提出した時点を各状況に応じて設定する。

「スコアカードはボックスに投函した時点で提出したものとみなす。」

「スコアは所定のメールへの送信を持って提出できるが、送信をした時点で提出したものとみなす。」

スコアリングエリアを採用する場合、委員会がそのエリアを拡大することも密接な状態を避けることに役立つかも知れません。

「プレーヤーが倶楽部ハウスから出た時点でスコアカードを提出したものとみなす」

## (8) 行動規範

感染を避けるために競技中、コース上、あるいは倶楽部ハウス内でプレーヤーに様々な制限を要請すると思います。その要請には上記規則上のことも含まれるでしょう。そのような要請にプレーヤーが違反した場合、ラウンド以外での違反についてはストロークの罰を課すことはできません。ラウンド中であっても要請を無視したプレーヤーにストロークの罰を課すことが適切でない場合もあるかも知れません。例えば、「旗竿に触れてはならない」というローカルルールを制定した場合、その規定に違反したプレーヤーに罰を課すことは厳しすぎると考える委員会もあると思います。通常の規則では罰が課せられない行為であるのに、「うっかりいつものくせで」、「キャディーがつい…」というような状況下で罰を課すことがフェアなのか、難しい問題です。このようなケースでは行動規範を規定して、要請が実現できるように段階的な罰、あるいは懲罰を設定する方が合理的かも知れません。例えば：

### 行動規範

#### 新型コロナウイルス感染症対策のための要請

新型コロナウイルスの感染を避けるため、競技中は倶楽部の感染症予防対策に協力しなければならない。

- 倶楽部ハウス内での予防対策事項の遵守。
- ラウンド中、旗竿に触れることの禁止。
- ラウンド中、可能な限りソーシャルディスタンス(約 2m)を保つこと。
- ラウンド中、大きな声を出す等、感染する可能性のある行動をしないこと。
- 体調不良を少しでも感じたら、コース上のすべての人のために競技を棄権し、倶楽部担当者に申し出ること。
- ウィルス感染の状況は常に変化することを理解し、その他委員会の要請には随時従うこと。

上記の要請事項、禁止事項に反しただけで罰は課されませんが、故意に無視をした、委員会や他のプレーヤーの注意があつたにもかかわらず、再び同じ行動をした場合、委員会はそのプレーヤーを失格にし、以降 1 年間の主催競技への参加資格を停止する。

(委員会はオフィシャルガイド 5H(3)に規定する段階的な罰も採用できます。)

### 3. ハンディキャップのためのスコアとして有効

JGA ハンディキャップ規定の観点から考えた場合においても、プレーヤーを新型コロナウイルス感染症から守ることを最優先に考えるため、このようなローカルルールや措置の中でプレーしたスコアは、JGA/USGA ハンディキャップインデックスの計算に有効なスコアとすることができます。

### 4. 上記競技運営、規則の修正等の運用に関する注意事項

冒頭で言及いたしましたがこの指針の内容はあくまでも私達、ゴルフゲーム、そしてその規則が想定していない事態になんとか対応するための**臨時的な措置**であり、通常時では決して認められない内容も含まれておりますことをご留意ください。

**ローカルルールは競技が開始する前に必ずすべてのプレーヤーに告知されなければならない**ことは通常通りです。ローカルルールが事前に告知されていない、罰則が規定されていなかった場合、それらの規則を適用することはできません。

青字で記載の文言例は規則本文に基づくものもある一方で、この状況に対応するために無理に規則を準用している内容も含まれており、私達が通常プレーしているような完全にフェアな競技を実現できるとは限りません。しかしながら、R&A のガイダンス、ゴルフ規則オフィシャルガイドの内容を反映し、競技の紛議をできるかぎり避けられる内容といたしましたので、ご参考としていただければ幸いです。

以上